

【Teacher's Copilot CMS サービス利用規約】

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社デジタル・ナレッジ（以下「当社」といいます。）が提供するソフトウェア「Teacher's Copilot CMS サービス」（以下「本ソフトウェア」といいます。）の利用に関する諸条件を規定するものです。

第1条（用語の定義）

本規約で使用する用語の意味は、次の通りとします。

（1）契約者

本規約に基づき本ソフトウェアを利用する申込みをし、当社がそれを承諾した方を指します。

（2）エンドユーザー

契約者本人を含む、本ソフトウェアによるアウトプットを直接的・間接的に関わらず利用する全ての方を指します。

（3）アウトプット

契約者が本ソフトウェアを操作し人工知能に入力・指示を与えた結果、本ソフトウェアから生成された文字列等の情報を指します。

（4）本利用契約

本ソフトウェアを利用するため、本規約に基づいて契約者と当社との間で締結される契約を指します。

第2条（本規約の運用）

1. 本規約は、当社と契約者との間の、本ソフトウェアの利用に関わる一切の関係について適用されるものとします。
2. 契約者は、本規約と併せ、本ソフトウェアに使用されているソフトウェアに係るOpenAI 社が提示する利用規約等を遵守して本ソフトウェアを利用するものとします。ただし、本規約と当該 OpenAI 社が提示する利用規約等との間に矛盾・抵触が生じた場合は、本利用契約との関係では本規約が定める内容が優先して適用されます。
3. 契約者は、当社が本規約のほかに本ソフトウェアに関する利用条件を別途提示した場合は、それらの利用条件にしたがって本ソフトウェアを利用するものとします。
4. 当社は、本規約を変更する必要が生じた場合には、民法第 548 条の 4（定型約款の変更）に基づき本規約を変更することができるものとします。
5. 当社は、前項の規定により本規約を変更する場合は、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容及び変更の効力発生日を当社のホームページへの掲載など適切な方法にて事前に告知するものとします。本規約変更後の本ソフトウェアの継続利用を以て、契約者は本規約の変更を了承したものとします。

第3条（本ソフトウェアの利用）

1. 本利用契約は、本利用契約の締結を希望する者（以下「申込者」といいます。）が、本規約に同意しその旨を当社所定の利用申込書に記入の上当社に提出する方法その他当社が指定した方法により本ソフトウェアの利用を申込み、当社が当該申込みを承諾したときに成立するものとします。本利用契約の成立により、契約者は本ソフトウェアを利用することができます。なお、当該利用申込書に記載される特約は、当社がこれを承諾した場合、本規約に優先して適用されるものとします。
2. 当社が前項の利用申込みを承諾する場合は、申込者に対しその旨を通知します。ただし、次のいずれかに該当するときは、当社は利用申込みを承諾しない、又は利用承諾を取り消すことがあります。
 - (1) 申込者が、虚偽の申告をしたとき
 - (2) 申込者が、本ソフトウェアを含む当社の提供するサービスの料金の支払を怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - (3) 当社の業務遂行上又は技術上著しい支障があるとき
 - (4) 申込者が、本規約に違反するおそれがあると当社が判断したとき
 - (5) 過去に、当社が提供するサービス（本ソフトウェアに限りません。）の利用申込みが承諾されず、もしくは、取り消され、又は利用を取り消された者による利用申込みのとき
 - (6) 同業他社による利用申込み、又は、第21条で定義する「反社会的勢力」に該当し、又はこれに関連すると当社が判断する者による利用申込みのとき
 - (7) 契約者が法人もしくは個人事業主ではないとき、又は外国法人であるとき
 - (8) その他当社が不適当と判断したとき
3. 契約者は、当社の書面による事前の承諾なしに、本ソフトウェアを利用する権利を第三者に譲渡、承継、担保設定その他の処分又は再許諾できないものとします。
4. 契約者は、本ソフトウェアの申込時に当社に届け出た契約者の法人名住所、法人代表者情報等（以下「登録情報」といいます。）に変更が生じた場合、当社所定の手続きに従って変更手続きを行うものとします。契約者が登録情報の変更の手続きを怠った場合、これにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被ったときであっても、当社は一切責任を負わないものとし、また、かかる場合、登録情報に対して行った通知は、その通知が通常到達すべきであったときに到達したものとみなします。

第4条（利用料金及び支払い）

1. 契約者は、当社が別途定める本ソフトウェアの利用料金をこれにかかる消費税相当額と併せ、当社所定の方法により当社に支払うものとします。

2. 本ソフトウェアの利用料金は、本規約で明示的に規定する場合を除き、返金されません。
3. 本ソフトウェアの利用料金が支払期日までに支払われなかった場合、当社は、本ソフトウェアの提供を直ちに中止することができるものとします。当社は、この措置により契約者、エンドユーザー及び第三者に発生したいかなる損害についても、一切の責任を負いません。ただし、エンドユーザーが消費者契約法に定める消費者の場合、当社の故意又は過失によってエンドユーザーに生じた損害についてはこの限りではありません。

第5条（登録メールアドレス及びパスワードの管理）

1. 契約者は、登録メールアドレス及び当社が契約者に付与するパスワードの管理責任を負うものとします。
2. 契約者は、登録メールアドレス及びパスワードを第三者に利用させる行為、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入れ等をしてはならないものとします。
3. 契約者による登録メールアドレス及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は契約者が負うものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 契約者は、登録メールアドレス及びパスワードの盗難があった場合、登録メールアドレス及びパスワードの失念があった場合、又は登録メールアドレス及びパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示に従うものとします。

第6条（アカウント情報の登録）

1. 契約者は、本規約に同意した上で当社が定めるアカウント情報を当社に通知します。
2. 当社は、通知されたアカウント情報を、本ソフトウェアに登録します。
3. 契約者が通知したアカウント情報が不正確又は虚偽であることに起因した契約者の損害については、当社は一切責任を負わないものとし、契約者はこれに同意するものとします。

第7条（本ソフトウェアの利用）

1. 当社は、契約者に対し、当社が提供する本ソフトウェアの利用権限の付与として、第5条に定めるパスワードの付与を行います。
2. 前項に定める利用権限は、当社が管理するサーバ上において、契約者が本ソフトウェアを使用する非独占的かつ譲渡不能な権利とします。
3. 本ソフトウェアについては、一般的なウェブブラウザ等のツールを使って利用するものであり、当社が別途利用のためのソフトウェア等の提供はいたしません。契約者

は、ソフトウェア、電気通信サービス等本ソフトウェアの利用に必要なものを自らの費用で準備するものとします。

4. 契約者は、本ソフトウェアの利用は注意をもって行うものとし、利用のための操作及び結果についての責任はすべて契約者が負うものとします。契約者の不適切な操作の結果本ソフトウェアが停止又は毀損した場合、当社は契約者に対して当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）の賠償を請求できるものとします。
5. 当社は、契約者に対してコンピュータに関する一般的な操作方法等のサポート（ただし、契約者に対する本ソフトウェアに関する質問応答は除きます。）は一切行わないものとします。

第8条（契約者による本ソフトウェアの利用中止）

契約者は、本ソフトウェアの利用中止を希望する月の前々月末日までに別途当社の定める方法で当社に通知することにより本ソフトウェアの利用を中止することができるものとします。

第9条（本ソフトウェアのやむを得ない理由による停止、中止）

1. 当社は、天災、事変、その他の非常事態が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、当社のシステムの保守を定期的に又は緊急に行う必要がある場合、OpenAI 社が法律又はセキュリティリスク等の理由により本ソフトウェアに使用されている OpenAI 社のサービスへのアクセスを停止した場合、IBM 社が保守点検などの理由により本ソフトウェアに使用されている IBM 社クラウドサービスを一時停止した場合、その他やむを得ない事由が生じた場合は、契約者に通知することなく、契約者に対する本ソフトウェアの提供の全部又は一部を停止又は中止する措置をとることができるものとします。
2. 当社は、前項に基づく本ソフトウェアの提供の停止又は中止によって生じた契約者、エンドユーザー及び第三者の損害については、一切責任を負わないものとします。ただし、エンドユーザーが消費者契約法に定める消費者の場合、当社の故意又は過失によってエンドユーザーに生じた損害についてはこの限りではありません。

第10条（本ソフトウェアの変更、追加、廃止）

1. 当社は、法令等の制定・改正等を含め、理由の如何を問わず、契約者に事前の通知をすることなく、本ソフトウェアの内容の全部又は一部の変更、追加又は廃止をすることができるものとします。ただし、本ソフトウェアの全ての廃止等重大な変更を行う場合には、当社が適切と判断する方法で、契約者に事前にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、前項に基づく本ソフトウェアの内容の変更、追加又は廃止によって生じた契

約者、エンドユーザ及び第三者の損害については、一切責任を負わないものとします。ただし、エンドユーザが消費者契約法に定める消費者の場合、当社の故意又は過失によってエンドユーザに生じた損害についてはこの限りではありません。

第11条（利用場所）

本ソフトウェアの利用場所は日本国内に限るものとします。

第12条（個人情報の保護）

当社の個人情報保護（個人情報とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じです。）についての基本方針は、別に定める「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」によるものとします。

第13条（本ソフトウェアに係る著作権等）

- 当社が本ソフトウェアにおいて契約者に提供するソフトウェア及びソフトウェアに付属するマニュアル等関連書類の著作権その他一切の知的財産権は当社に帰属します。
- 契約者は、当社が保有するサーバ上の契約者によるアクセスログ等を、当社が契約者への報告、サービスの改善等を目的に使用することを承諾するものとします。

第14条（本ソフトウェアの利用及びアウトプットに係る権利・責任等）

- 契約者の操作により生成されたアウトプットは、契約者に帰属するものとします。ただし、契約者は、当社がアウトプットを契約者への報告、サービスの改善等を目的に使用することを承諾するものとします。
- 契約者は、本ソフトウェアへ入力する一切のテキスト、画像、コンテンツ、データ等（以下「データ等」といいます。）が、本ソフトウェアの利用のため、本ソフトウェアに使用されているサービスに係るOpenAI社に共有されることを承諾するものとします。
- 契約者は、本ソフトウェアの「動画からの素材生成」機能の利用において使用する動画ファイルについて、「動画からの素材生成」機能に使用されているサービスに係るIBM社、その関連会社、およびこれらいずれかの委託業者がアクセスし使用することを承諾するものとします（人工知能の学習のためには利用されません）。また、契約者は同動画ファイルが当社の管轄するサーバの記憶領域に保存されることを承諾するものとします。
- 契約者は、生成的人工知能を用いる本ソフトウェアの特性上、他人が本ソフトウェア等を用いて生成したアウトプットその他の成果物が契約者のアウトプットと類似する場合があることに同意した上で、本ソフトウェアを利用するものとします。

5. 本ソフトウェアの利用に際し、契約者は、本ソフトウェアへの一切のデータ等の入力・指示についてすべての責任を負うものとします。
6. 契約者は、本ソフトウェアの利用に際し、自らが著作権その他の権利を有するデータ等、又は著作権者その他の権利者の利用許諾を得たデータ等のみを本ソフトウェアに入力するものとします。
7. 商用利用を含め、アウトプットの利用に係る責任はすべて契約者が負うものとします。
8. 前各項への違反等により、契約者、エンドユーザ及び第三者に損害が生じた場合、その損害については、当社は一切責任を負わないものとします。ただし、エンドユーザが消費者契約法に定める消費者の場合、当社の故意又は過失によってエンドユーザに生じた損害についてはこの限りではありません。

第15条（禁止事項）

1. 契約者は、本ソフトウェアの利用において、次の各号に該当する行為をしてはならないものとします。
 - (1) 詐欺行為、その他犯罪に結びつく行為
 - (2) 他人（当社及び本ソフトウェアを使用するソフトウェアの権利者を含みますが、これらに限られません。以下同じ。）の著作権、著作者人格権、商標権等の知的財産権を侵害する行為
 - (3) 他人の肖像権、プライバシーを侵害する行為
 - (4) 他人を誹謗中傷し、又は、名誉もしくは信用を傷つける行為
 - (5) その他、他人の権利・財産を侵害する行為
 - (6) 当社のサービス業務の運営・維持に支障を与える行為
 - (7) 他人になりすまして情報を送信又表示する行為
 - (8) 他人の登録メールアドレス又はパスワード等を使用する行為
 - (9) 当社の承諾なく、同種又は類似の業務を行う行為
 - (10) 本規約の条項に違反する行為
 - (11) 反社会的勢力等に対する利益供与その他の協力行為
 - (12) その他、法令もしくは公序良俗に違反する行為、又は他人に不利益を与える行為
 - (13) 不正アクセスに当たる行為、又はそれを助長し、もしくはそれに結び付く行為
 - (14) 本ソフトウェアの誤作動を誘引する行為
 - (15) 本ソフトウェアのバグを利用し、又は、当社が通常意図しない効果を及ぼす外部ツールの利用、作成、又は頒布に当たる行為
 - (16) サーバに過度の負担を及ぼす等、本ソフトウェアの運営を不当に妨害し、当社に不利益を与える行為
 - (17) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを、本ソフトウェアに関連して使用

し、又は提供する行為

- (18) 本ソフトウェア及び本ソフトウェアに使用されている OpenAI 社および IBM 社のサービスに対する修正、変更、改変、解析、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、妨害または不正アクセス等の行為
 - (19) 方法の如何を問わず、本ソフトウェアのコピー、又は目的外使用をする行為
 - (20) 当社の定める本ソフトウェアの利用に関する定めに反する方法で使用する行為
 - (21) アウトプットを人間が作成したものと表示して、又はそのような誤解が生じるおそれのある態様にて、利用する行為
 - (22) 本ソフトウェアに、個人情報、プライバシーに関する情報、非公開情報その他本ソフトウェアの利用に関し第三者の権利又は利益を侵害し又は侵害するおそれのある情報を入力する行為
 - (23) 未成年者に、親権者の同意なしに本ソフトウェアの使用を許可する行為
 - (24) アウトプットを、本ソフトウェアに使用されているサービスに関する OpenAI 社の製品と競合する又は競合するおそれのある人工知能モデルの開発、学習等に利用する行為
 - (25) 前各号のいずれかに該当するおそれのある行為
2. 契約者が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合、当社は、契約者への事前通知及び承諾なしに本利用契約を解除することができるものとします。また、契約者が前項各号に該当する行為を行ったことで第三者ないし当社が損害（弁護士費用を含みます。）を被った場合には、契約者はかかる損害の全てを賠償するものとします。

第16条 （情報の削除）

- 1. 当社は、契約者が本ソフトウェアを利用して登録又は提供した情報、及びアウトプットが以下の各号に該当すると判断した場合、契約者に通知するとともに、当該情報及びアウトプットを削除することができるものとします。
 - (1) 前条第1項各号の禁止行為に該当する場合
 - (2) 本ソフトウェアの保守管理上必要であると当社が判断した場合
 - (3) その他、当社が必要であると判断した場合
- 2. 前項の規定にかかわらず、当社は、情報の削除義務を負うものではありません。
- 3. 当社は、本条の規定に従い情報を削除したこと、又は情報を削除しなかったことにより契約者、エンドユーザー、もしくは第三者に発生した損害について一切責任を負わないものとします。ただし、エンドユーザーが消費者契約法に定める消費者の場合、当社の故意又は過失によってエンドユーザーに生じた損害についてはこの限りではありません。また、契約者は、当該削除したこと、又は当該削除しなかったことにより当社が受けた損害を補償するものとします。

第17条（無保証と当社の免責）

1. 当社が提供する本ソフトウェアの内容は、当社がその時点で合理的に提供可能なものに限定され、当社は、本ソフトウェアの継続性、通信の完全性及び確実性を含む信頼性、利用するファイルの適合性、セキュリティ保護性、データ保護性、無エラー性、無ウイルス性、不具合修正の確約、品質満足度並びに契約者又はエンドユーザの特定目的への適合性を含むいかなる類の保証も行うものではありません。
2. 当社は、本ソフトウェアに中断、速度低下、障害又は停止がないことを保証するものではありません。
3. 当社は、アウトプットの正確性、完全性、信頼性について、品質満足度及び契約者又はエンドユーザの特定目的への適合性を含むいかなる類の保証も行わず、またアウトプットに含まれるいかなる不作為又はエラーについて、一切の責任を負いません。
4. 契約者は前各項を承諾し、本ソフトウェアの利用に係る一切の損害に対し、本規約に定めるほか、当社に損害賠償を請求しないことを承諾するものとします。
5. 債務不履行責任、不法行為責任その他法律構成の如何を問わず、当社が契約者又はエンドユーザに対して負う損害賠償責任は、当該損害賠償責任の原因となる事由が発生した時点において契約者が当社に対し支払った直近1ヶ月分の本ソフトウェアの利用料金を上限とするものとします（ただし、エンドユーザが消費者契約法に定める消費者の場合、エンドユーザに対する損害賠償責任に係る当該上限は、エンドユーザが軽過失のときに限り、適用されるものとします。）。また、当社が賠償すべき損害の範囲は、契約者又はエンドユーザに生じた直接かつ通常の損害に限るものとし、契約者又はエンドユーザの事業機会の損失、逸失利益を含む特別損害については、その予見可能性の有無を問わず、当社は賠償する責任を負わないものとします。

第18条（設備の修理又は復旧）

1. 本ソフトウェアの利用中に、契約者が本ソフトウェアに障害を発見したときは、契約者は自身の設備に故障がないことを確認の上、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。
2. 本ソフトウェアに障害が生じたことを当社が確認したときは、当社は遅滞なく本ソフトウェアを復旧させるものとします。

第19条（サポート）

本ソフトウェアに関して当社が契約者に提供するサポートの方法、対応時間、範囲など本規約に定めのない事項については、本ソフトウェアの契約条件に準ずるものとします。

第20条（秘密保持）

契約者は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本ソフトウェアの利用に関連して

知り得た相手方固有の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に開示、漏洩しないものとします。なお、秘密情報を相手方に開示する場合には、秘密である旨の表示をするものとします。ただし、次の各号に該当する情報については、秘密情報から除くものとします。

- (1) 開示の時点ですでに公知のもの、又は開示後秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」といいます。）の責によらずして公知となったもの
- (2) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- (3) 開示の時点で受領者がすでに保有しているもの
- (4) 開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの

第21条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者（役職員、自己の代理人もしくは媒介をする者、自己の主要な出資者又は経営に実質的に関与する者を含みます。）は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）でないことを確約するものとします。なお、当社は契約者が反社会的勢力に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号の一に該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
2. 当社は、契約者が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一に該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社が本条の規定により本利用契約を解除した場合には、契約者又はエンドユーザに損害が生じても当社は何らこれを賠償することは要せず（ただし、エンドユーザが

消費者契約法に定める消費者の場合、当社の故意又は過失によってエンドユーザに生じた損害についてはこの限りではありません。）、また、かかる解除により当社に損害が生じたときは、契約者はその損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第22条（紛争解決）

契約者の本ソフトウェアの利用に関し、エンドユーザ、又は他の第三者から、当社に対して何らかの請求がなされ、又は訴えが起こされる等の紛争が生じた場合、契約者は、自己の責任と費用負担で当該紛争を処理解決するものとし、当該紛争に起因して当社が受けた損害及び弁護士費用を補償するものとします。

第23条（協議）

本規約に定めのない事項については、当社と契約者の間で誠意をもって協議し解決を図るものとします。

第24条（合意管轄）

本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属合意管轄裁判所とします。

付則

- 2024年7月12日 制定
- 2024年9月18日 更新

株式会社デジタル・ナレッジ